

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、  
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K6217-1	ゴム用カーボンブラックー基本特性ー第1部:よう素吸着量の求め方(滴定法)	Carbon black for rubber industryーFundamental characteristicsーPart 1: Determination of iodine adsorption number (Titrimetric method)	この規格は、ゴム用配合剤として用いるカーボンブラックの基本特性のうち、よう素吸着量の求め方について規定しているもので、2008年にISO 1304:2006を基礎として改正された。ISO 1304は2016年に、試験精度に影響なく、実験室の実情に合わせた温度条件、計量器の精度を変更する改訂が行われており、2006年版からの技術的な見直しと整合が必要である。また、ISO1304の2016年版では数式記号の定義の見直しがされているため、それを反映させる必要がある他、すでに廃止となったJISを引用している点についても、変更が必要である。このような状況から、対応国際規格との整合及び現在のJISの要求事項と整合させるべくJISを改正する必要がある。	今回の改正によって、国際規格と整合し、近年の効率的かつ精度の高い評価方法を優先することで国際的な商取引の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対応国際規格に整合させ、推奨される方法としてB法:自動滴定装置による電位差滴定法を明記する[液の標定の電位差滴定法(B法)にも同様に明記]。 ・試薬において、調整時の濃度の許容差を国際規格と合わせ、要求される事項や引用規格の見直しを行う。 ・液の標定のように素溶液の式において、数式記号の定義を、対応国際規格に合わせて見直す。 ・試験手順の試験条件(温度及び相対湿度)において、対応国際規格との整合を行う。 ・試験報告において、試料の由来、試験条件、滴定の方法などを明確に識別すべく、試験報告書に記載すべき事項の追加を行う。	—	ISO 1304:2016	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: ゴム用カーボンブラック	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ  欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場 合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K6333	溶断用ゴムホース	Gas welding equipmentーRubber hoses for welding, cutting and allied processes	この規格は、溶接、切断及びその関連作業で使用するツインホースを含む低圧(最高使用圧力が1 MPaで、呼び径が6.3 mm以下のホースに限定する。)及び中圧(最高使用圧力が2 MPaで、すべての呼び径のホース)ゴムホースの要求事項について規定しているもので、1999年及び2001年にISO/DIS 3821:1997を基礎として改正された。その後、ISO 3821は2019年に改訂され、フラックス燃料ガスホースの要求事項の追加、適用サイズの拡大、ガス透過試験の引用規格の変更などが行われており、JISを整合させることが必要となっている。また、ガス種類による外面ゴム色について市場の実態に即した変更が望まれている。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべく、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、 ・使用用途に応じたホースや適切なサイズが選択でき、市場の拡大が期待される。 ・引用規格が改正されることにより、より実用性と安全性の向上に繋がる。 ・ガス種による外面ゴムを国内流通実態に合わせた修正により、規格利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲について、国際規格との整合を図るため、ホースアセンブリーに関する要件は規定していない旨を明記する。 ・構造について、ホース総肉厚に関する内面ゴム層の厚さの要求事項を追加する。 ・構造及び性能について、フラックス燃料ガスホースに関する要求事項を追加する。 ・寸法について、呼び径の追加と許容差の見直し、外径許容差の追加と偏肉の基準の見直しを行う。 ・ホースの色について、国内流通実態を踏まえ、見直しを行う。	—	ISO 3821:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質)  対象事項: 溶断用ゴムホース	法律の目的に適合している。	利点: イ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場 合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K7341	プラスチック小火炎に接触する可とう性フィルムの垂直燃焼性試験方法	Plastics -- Determination of burning behaviour of thin flexible vertical specimens in contact with a small-flame ignition source	この規格は垂直に支えた厚さ3 mm以下のプラスチック製フィルム又はシートを、小さな着火炎にさらしたときの炎の広がり特性を測定するための試験方法について規定するもので、2006年にISO 9773:1998及びAMENDMENT 1 (2003)を基に、技術的内容を変更することなく制定された。その後、ISO 9773は、燃焼特性の評価方法をより精密化して精度と再現性を向上させること、および、安全性を向上させるために、試験チャンパー内装の暗色化、チャンパー内の明るさレベル、試験片の調整の修正、試験用木綿の具体的な仕様・試験前調整に関する規定の追加などとして2024年に改正された。我が国としても、プラスチックフィルムやシートの燃焼特性を評価する規格を最新の技術および安全性に対応させることを目的に、国際規格に適合したJISに改正する必要がある。	この改正によってJIS K 7341がISO 9773:2024に対応することになり、国際的な適合性と相互運用性の確保、最新の技術や情報の共有、規制遵守と国際的信頼性の向上ができる。例えば、JIS K 7341において小火炎に垂直に接触する可とう性フィルムの燃え広がり特性の測定の精度及び再現性が向上し、国際的に通用する試験結果を公表することができる。また、国際市場での製品・技術の採用や取引が容易になり、品質や安全性の確保が促進され、日本の産業と技術のグローバルな発展に寄与できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語の定義において、利用者がわかりやすいようにISO 13943に合わせる。 ・装置及び材料において、対応国際規格に整合させるために、チャンパー内の色、必要照度レベル、綿の仕様及び試験前調整を追加する。 ・試験片において、対応国際規格に整合させるために、密度測定、ふさわしい試験片の厚さに関する情報を追加する。 ・試験手順において、対応国際規格に整合させるために、試験手順を詳細にする。	-	ISO 9773	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: プラスチック	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8030	アセトアルデヒド(試薬)	Acetaldehyde (Reagent)	この規格は、試薬として用いるアセトアルデヒドについて規定するもので、2010年に改正された。 ・性状に“水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に化学反応を用いているが、海外試薬は赤外吸収スペクトログラフィーを採用しており、整合性を持たせるため、変更する必要がある。 ・濃度試験が滴定法となっているが、海外規格及び海外試薬は、ガスクロマトグラフィーを採用しており、整合性をもたせるため、変更する必要がある。また、規格値も質量分率80.0 %以上から海外並みに98.0 %以上などに変更する必要がある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・試験操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフィーに改める。 3) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。	-	-	-	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	JISマーク制度への活用		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8034	アセトン(試薬)	Acetone (Reagent)	この規格は、試薬として用いるアセトンについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。● 対応国際規格がある場合は、記載する。(朝山) ・性状に“水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶解しやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・純度試験のガスクロマトグラフィーにヘリウムを用いているが、供給が不安定になることもあり、窒素ガスを追加し、試験の実施を確実にする必要がある。また、近年の製法変更に伴い、不純物が変化しており、ガスクロマトグラフィーの条件を見直す必要がある。 ・水分の試験方法に、利便性の高い電量滴定を追加する必要がある。また、使用する試薬も選択制を高めて、規格の使用者の利便性を向上させる必要がある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。 ・過マンガン酸還元性物質の試験で、数値の規格値になっているが、海外では試験適合が一般的である。海外規格との整合性の観点より、見直す必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・試験操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフィーの条件を変更する。 3) 水分試験に電量滴定を追加する。試薬についても、業者が供給する試薬を許容する。 4) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。 5) 過マンガン酸還元性物質の規格値を試験適合に変更する。	-	ISO 6353-2:1983	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: い/ずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09 化学	改正	K8051	3-メチル-1-ブタノール(試薬)	3-Methyl-1-butanol (Reagent)	この規格は、試薬として用いる3-メチル-1-ブタノールについて規定するもので、2010年に改正された。 ・性状に“エタノール及びジエチルエーテルに溶けやすく”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に記載する赤外吸収スペクトルの分解能が不十分であり、最新のチャートに更新する必要がある。 ・純度試験のガスクロマトグラフィーにヘリウムを用いているが、供給が不安定になることもあり、窒素ガスを追加し、試験の実施を確実にする必要がある。また、近年の製法変更に伴い、不純物が変化しており、ガスクロマトグラフィーの条件を見直す必要がある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。 ・塩基性物質(Nとして)は、制定時のピリジンおよび窒素化合物(N)が転じてこの項目になっているが、純度試験がガスクロマトグラフィーを採用した時点で、検出可能であり、不要と判断される。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・不揮発物試験の操作の利便性が向上する。 ・規格項目の見直しで、より合理的な品質保証が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフィーの条件を変更する。 3) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。 4) 塩基性物質(Nとして)を削除する。	-	-	-	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: い/ずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8056	アリザリンエローGG(試薬)	Alizarin yellow GG (Reagent)	この規格は、試薬として用いるアリザリンエローGGについて規定するもので、2010年に改正された。 ・規格名称の“アリザリンエローGG”は、平成3年6月28日内閣告示第二号『外来語の表記』に基づいて作成された、外来語(カタカナ)表記ガイドライン第3版(一般財団法人テクニカルコミュニケーター協会)に合わせ、“アリザリンエローGG”に変更する必要がある。なお、海外メーカーの日本語カタログはすべて“メチルイエロー”の表記である。 ・強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)は、含量試験の代替として、ナトリウムを重量法で評価する目的で設定された。しかし、流通する試薬の多くが、色素の含量(Dye contents)規格を50%以上としている。製法上、塩析に用いた塩化ナトリウムまたは硫酸ナトリウムを多量に含んでおり、規格の意味があいまいになっている。一方、吸光度(5 mg/l, pH9.6)(乾燥物換算)で試験に必要な含量を満たしていることが、間接的に保証される。このような状況から、強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する必要がある。 ・変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“うすい黄—黄—こい黄”と、中間のpH11.0は、判定しにくい。また、海外規格では、pH10.0及び12.0の2点での試験が一般的であり、JISも修正すべきとの意見を受け、pH11.0を削除する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・名称が明確になり、海外試薬との整合性も図れると期待される。 ・強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除で、試験操作の利便性及び安全性向上が期待される。 ・変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)名称をアリザリンイエローGGに変更する。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する。 c)変色範囲(pH)のpH11.0の試験を削除する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8101	エタノール(99.5)(試薬)	Ethanol(99.5)(Reagent)	この規格は、試薬として用いるエタノール(99.5)について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状において、“水、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”と記載されているが、本来混ざるが正しく、変更する必要がある。 ・純度(C2H5OH)(GC)の試験で、ヘリウムガスを使用しているが、供給不安もあり、窒素ガスの使用を許容する必要がある。また、海外規格に比較して、ガスクロマトグラフィーの温度条件などを見直す必要がある。 ・水分の試験方法に、汎用性の高い電量滴定法を追加し、操作の利便性を向上させる必要がある。 ・過マンガン酸還元性物質の試験で、JIS規格では比色標準液を調製し、判定している。一方、ISO、ACS、ASTMなどの海外規格では、赤が残れば良いとする判定で、日本だけが厳し過ぎる状況にあり、整合性を持たせる意味からも、比色標準液の使用を削除する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の性質が、規格の使用者に正確に伝わり、試薬の応用性が向上することが期待できる。 ・純度試験方法の見直しで、使用するガスの問題が減り、安定供給に寄与し、不純物情報もより正確になることが期待できる。 ・水分の試験で、規格の使用者の選択が増え、利便性が向上する。 ・過マンガン酸還元性物質の試験の比色標準液の使用を削除することで、海外規格との整合性が取れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)性状で、溶けやすいを混ざりやすいに変更する。 b)キャリアガスの種類に窒素を追加し、測定温度条件などを変更する。 c)水分の試験方法に電量滴定法を追加する。 d)過マンガン酸還元性物質の試験から、比色標準液の使用を削除する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8116	塩化アンモニウム(試薬)	Ammonium chloride (Reagent)	この規格は、試薬として用いる塩化アンモニウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状において、吸湿性が重要な性質であり、追加する必要がある。 ・純度の試験で、操作の利便性向上のため、自動滴定装置を導入する必要がある。 ・金属不純物の試験にICP発光分光分析法を追加し、操作の利便性を向上させる必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の性質が、規格の使用者に正確に伝わり、試薬の応用性が向上することが期待できる。 ・純度試験方法の見直しで、操作の利便性向上が期待できる。 ・金属不純物の試験で、同時分析が可能になることで、操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 a)性状で、吸湿性があると記載する。 b)滴定部分に自動滴定による操作を追加する。 c)金属不純物の測定項目として、ICP発光分光分析法を追加する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: い/いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09 化学	改正	K8283	くえん酸一水和物(試薬)	Citric acid monohydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いるくえん酸一水和物について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや不鮮明であり、更新する必要がある。 ・硫酸着色物質の試験方法で、加熱温度100℃、30分と規定されているが、加熱方法の記述がなく、濃い硫酸の加熱の為、危険性が伴い、明確な加熱方法の記述が必要である。 ・しゅう酸の試験で発色試薬を添加した後の放置時間の記述がない、海外規格では30分間放置が多く、これに整合させる必要がある。 ・カルシウム(Ca)の試験で、試料溶液と比較溶液に加える産の量が異なり、同量にする必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の判別が、より正確なことが期待できる。 ・加熱方法を定めることで、操作安全性の向上が期待できる。 ・放置時間の設定で、発色の繰り返し精度向上が期待できる。 ・酸を同量とすることで、より正確な試験結果を得やすくなるのが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性試験の赤外吸収スペクトルを更新する。 b)硫酸着色物質の試験方法に加熱方法を明記する。 c)しゅう酸の試験で発色操作後の放置時間を明記する。 d)カルシウム(Ca)の試験で、試料溶液と比較溶液に加える産の量を2 mLにする。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: い/いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8308	クレゾールレッド(試薬)	Cresol red (Reagent)	この規格は、試薬として用いるクレゾールレッドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分と考えられる不鮮明差があり、最新のものに変更する必要がある。 2)強熱残分(硫酸塩)は、加熱温度が600±50℃となっており、鉛及びカドミウムなどが揮散する可能性があり、500℃±50℃に変更する必要がある。また、硫酸の添加を炭化後に変更し、安全性を向上させる必要がある。 3)現在、乾燥減量1%以下を満たす原料がない状況にあり、海外に整合させ110℃乾燥で、5%以下に変更する必要がある。 4)変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“黄—黄みの赤—赤”と、中間のpH8.0は、判定しにくい。また、海外規格では、pH7.2及び8.8の2点での試験が一般的であり、pH8.0を削除する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性方法がより明確になることが期待できる。 2)強熱残分(硫酸塩)試験の変更で、安全性の向上及び正確さの向上が期待できる。 3)乾燥減量の変更で、安定供給が期待できる。 4)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性方法の赤外吸収スペクトルが、不鮮明な部分があったため、最新のものに差し替える。 b)強熱残分(硫酸塩)の温度を500℃±50℃に変更し、硫酸の添加を炭化後に変更する。 c)乾燥減量の温度を110℃に変更し、規格値を5.0%以下に変更する。 d)変色範囲(pH)のpH8.0の試験を削除する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8352	コンゴールレッド(試薬)	Congo red (Reagent)	この規格は、試薬として用いるコンゴールレッドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分と考えられる不鮮明差があり、最新のものに変更する必要がある。 2)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)は、含量試験の代替として、ナトリウムを重量法で評価する目的で設定された。しかし、流通する試薬の多くが、色素の含量(Dye contents)規格を50%以上としている。製法上、塩析に用いた塩化ナトリウムまたは硫酸ナトリウムを多量に含んでおり、規格の意味が曖昧になっている。一方、吸光度(10mg/l, pH5.0)で試験に必要な含量を満たしていることが、間接的に保証される。このような状況から、強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する必要がある。 3)変色範囲(pH)の試験では、判定基準が、(紫)3.0~5.0(暗い赤みの黄赤)となっているが、JIS Z 8102物体色の色名を確認するとこの表現が見当たらない。したがって、現状に合わせ紫~黄赤に変更する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性方法がより明確になることが期待できる。 2)強熱残分(硫酸塩)試験の削除で、安定供給が期待できる。 3)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性方法の赤外吸収スペクトルを最新のものに差し替える。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除である。 c)変色範囲(pH)の色の表現を暗い赤みの黄赤から黄赤に変更する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8359	酢酸アンモニウム(試薬)	Ammonium acetate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる酢酸アンモニウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 純度試験において、アンモニウム塩はホルマル法を用いているが、海外でホルムアルデヒド液を使わない規格が現れてきた。これは、シックハウス症候群に対する対応が主流と判断される。しかし、ホルマル法を用いる規格も多く、過渡期の為、両方法を記載しておく必要がある。	この改正によって、海外規格との整合性がとれ、将来ホルムアルデヒド液を使用しない方法が主流となった場合に備えることができるかと期待される。	主な改正点は、次のとおり。 純度(CH <sub>3</sub> COONH <sub>4</sub> )試験方法に、ホルムアルデヒド液を用いない、逆滴定法を追加する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8390	サリチルアルデヒド(試薬)	Salicylaldehyde (Reagent)	この規格は、試薬として用いるサリチルアルデヒドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)純度試験における、ガスクロマトグラフィーの条件が海外と比較して低温で測定しており、高沸点不純物の測定が、最適ではなく、見直す必要がある。 2)水分の測定に用いる試薬が、“クロホルムとアルキレンカルボネートとを主成分とするカールフィッシャー用脱水溶媒”となっており、この記述では選択が困難であり、装置製造者が推奨する試薬を追加する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験において高沸点不純物の測定が安定することが期待できる。 2)水分測定試薬の選択が容易となることと規定できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)ガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。さらに、キャリアーガスに窒素を追加する。 b)水分測定試薬に装置製造者が推奨する試薬を追加する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8392	サリチル酸(試薬)	Salicylic acid (Reagent)	この規格は、試薬として用いるサリチル酸について規定するもので、2006年に改正された。 1)性状において、わずかに光による劣化が起きるため、これを追記し、容器に遮光性を持たせる必要がある。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分による不鮮明さがあり、最新のものに更新する必要がある。 3)重金属(Pbとして)は、対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状への光劣化の記述追加で、試薬の取り扱いが向上することが期待される。 2)赤外吸収スペクトルが鮮明になることで、他の物質との識別が向上すると期待される。 3)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、不純物情報がより正確になることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、わずかに光による劣化が起きることを追記する。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルを更新する。 3)重金属(Pbとして)を、鉛(Pb)に変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8462	シクロヘキサノール(試薬)	Cyclohexanol (Reagent)	この規格は、試薬として用いるシクロヘキサノールについて規定するもので、2011年に改正された。 1)性状において、液体と記述しているが、海外の試薬では粉末も存在しており、追記する必要がある。 2)純度試験において、ガスクロマトグラフィーの測定条件が海外品に比べて、高沸点不純物測定に適してあらず、見直す必要がある。 3)酸(C6H5COOHとして)が設定されているが、海外試薬でこの保証はなく、製法上も保証すべきと判断されない。したがって、削除する必要がある。 4)凝固点を20℃以上としているが、上限がない規格は現実的ではなく、設定する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状への追加で、使用者の試薬選択の幅が広がることを期待できる。 2)純度試験において、高沸点不純物の測定が安定すると期待される。 3)項目削除によってより合理的な補償となることが期待される。 4)凝固点の上限を定めることで、より高度な品質保証となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、粉末の存在を記述する。 2)純度試験のガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。また、キャリアーガスに窒素を追加する。 3)酸(C6H5COOHとして)を削除する。 4)凝固点の規格値に上限を設ける。	-	-	-	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。また、JISマーク表示認証に活用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8465	1,2-ジクロロエタン(試薬)	1,2-Dichloroethane(Reagent)	この規格は、試薬として用いる1,2-ジクロロエタンについて規定するもので、2011年に改正された。 1)性状の表現で溶けるを混ざるに変更し、安定剤を含む試薬があることを追記する必要がある。 2)純度試験において、ガスクロマトグラフィーの測定条件が、高沸点不純物に対して適切とは言えず、見直す必要がある。 3)水分の測定に用いる試薬に、装置製造者が推奨する試薬を追加する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状の表現が正確になり、安定剤を含む製品が存在する情報を付加することで、規格の使用者の選択が広がると期待される。 2)ガスクロマトグラフィーの測定条件の見直しで、純度の視覚性が向上すると期待される。 3)水分測定試薬の選択が容易となることと規定できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状の表現で溶けるを混ざるに変更し、安定剤を含む試薬があることを追記する。 2)ガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。さらに、キャリアーガスに窒素を追加する。 3)水分測定試薬に装置製造者が推奨する試薬を追加する。	-	-	-	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8494	メチルエロー(試薬)	Methyl yellow(Reagent)	この規格は、試薬として用いるメチルエローについて規定するもので、2011年に改正された。 1)規格名称の“メチルエロー”は、平成3年6月28日内閣告示第二号『外来語の表記』に基づいて作成された、外来語(カタカナ)表記ガイドライン第3版(一般財団法人テクニカルコミュニケーター協会)に合わせ、“ジメチルイエロー”に変更する必要がある。なお、海外メーカーの日本語カタログはすべて“メチルイエロー”の表記である。 2)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)で、硫酸の添加を炭化後にすることで、操作の安全性を向上させる必要がある。 3)変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“うすい紫みの赤—うすい黄赤—うすい赤みの黄”と、中間のpH3.4は、判定しにくい。また、海外規格では、pH2.9及び4.0の2点での試験が一般的であり、pH3.4を削除する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)名称が明確になり、海外試薬との整合性も図れると期待される。 2)強熱残分(硫酸塩)の操作の安全性が高くなると期待される。 3)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)名称をジメチルイエローに変更する。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)で、硫酸の添加を炭化後にする。 c)変色範囲(pH)のpH3.4の試験を削除する。	-	-	-	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8514	臭化ナトリウム(試薬)	Sodium bromide (Reagent)	この規格は、試薬として用いる臭化ナトリウムについて規定するもので、2011年に改正された。 1)純度試験において、塩化物の影響があり、海外規格では、塩化物の値で純度を補正しており、JISもこれを導入する必要がある。 2)1)の変更を行う際、現行の塩化物の試験方法をより正確性の高い試験方法に変更する必要がある。 3)海外の試薬に関し、よう化物を保証している商品がほとんどない。臭化ナトリウムは、臭素と鉄を反応させて合成した亜臭化鉄(FeBr <sub>2</sub> ・2FeBr <sub>3</sub> )に炭酸ナトリウムを加えて、炭酸鉄を沈殿分離して製造していた。高純度品はしゅう酸ナトリウムを水溶液中で臭素により酸化し、溶液を乾固後、再結晶して2水和物をつくり、水素気流中で融解して無水和物とする方法で製造されていた。ここで使われている臭素の品位が時代とともに向上し、不純物のような素が問題視するレベルではなくなっていたため、この項目を削除する必要がある。 4)重金属(Pbとして)は、分析対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を保証している商品が、海外にはまったくないが、製法上、この試験の対象となる物質は、亜臭化鉄及びしゅう酸ナトリウムであると判断された。いずれも製造工程で残存する可能性がほとんどないと判断され、この項目を削除する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験において、より正確な値を得ることが期待できる。 2)塩化物の試験結果の成果鶴性が向上すると期待される。 3)よう化物を削除することで、的確な品質保証が期待できる。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することであいまいさがなくなると期待される。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を削除することで、的確な品質保証が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)純度試験に補正式を加える。 2)塩化物の試験方法を臭化物を揮散させる方法に変更する。 3)よう化物を削除する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更する。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を削除する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8517	ニクロム酸カリウム(試薬)	Potassium dichromate (Reagent)	この規格は、試薬として用いるニクロム酸カリウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。JIS K 8005との整合性をはかり、次の改正が必要である。 ・純度試験に自動滴定装置を用いた電位差滴定を導入する。 ・塩化物(Cl)及び硫酸塩(SO <sub>4</sub> )にイオンクロマトグラフィーを導入する。 ・金属不純物の測定にICP発光分光分析法を導入する。	この改正によって、次の効果が期待できる。 JIS K 8005との整合性がはかれ、精度及び正確さが向上することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 A)純度試験に自動滴定装置を用いた電位差滴定を導入する。 B)塩化物(Cl)及び硫酸塩(SO <sub>4</sub> )にイオンクロマトグラフィーを導入する。 C)金属不純物の測定にICP発光分光分析法を導入する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8622	炭酸水素ナトリウム(試薬)	Sodium hydrogen carbonate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる炭酸水素ナトリウムについて規定するもので、2022年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・pH標準液用の純度試験において、規格上限の100.0 %を超える製品が増え、供給が不安定化している。試験方法は、中和滴定法であり、100.0 %を超える可能性は十分にある。そのため、規格値及び試験方法の細部を見直す必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・pH標準液用の純度試験において、規格値及び試験方法を改正する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8635	チオ尿素(試薬)	Thiourea (Reagent)	この規格は、試薬として用いるチオ尿素について規定するもので、2011年に改正された。 ・ISO 7431が発行されたことで、JIS規格の純度がISO 7431で最も低いClass III相当になっており、規格値を見直す必要がある。 ・性状は白い結晶性粉末となっているが、流通品は、やや黄みを帯びたもの、結晶のものがあり、現状に合わせて追記する必要がある。 ・定性方法に記載する赤外吸収スペクトルは、アミノ基に起因する吸収を特定しておらず、追記する必要がある。 ・重金属(Pbとして)は、対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度の見直しで、試薬の使用者の信頼が増すことが期待される。 ・性状の表現を変更することで、より広範囲の原料ソースを確保でき、案外供給につながることを期待される。 ・赤外吸収スペクトルの見直しで、化合物の同定精度が向上することが期待される。 ・重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、品質保証が明確になることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)純度の規格値を変更する。 2)性状に色及び形状を追加する。 3)赤外吸収スペクトルを更新する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	分析・研究用として、市場から製品の要求がある。また、JISマーク表示認証に活用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K8680	トルエン(試薬)	Tolene (Reagent)	この規格は、試薬として用いるトルエンについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・純度試験の測定条件がやや古く、最新の情報を追記する必要がある。また、キャリアガスのヘリウムの供給不安から、窒素を追加する必要がある。 ・水分測定に汎用性の高い電量滴定法を追加し、装置製造者が推奨する測定試薬の使用を許容する必要がある。 ・硫酸着色物質で用いる硫酸が、95%±0.5%と規定されているが、海外では硫酸そのものを使用し、何ら問題がないことから、これに変更する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度試験の変更で、カラムの選択、精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。 ・水分測定で、試験及び使用する試薬の利便性向上が期待される。 ・濃硫酸を希釈する危険性がなくなり、安全性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験の条件を見直し、キャリアガスに窒素を追加する。 ・水分測定に電量滴定法を追加し、装置製造者が推奨する測定試薬の使用を許容する。 ・硫酸着色物質で用いる硫酸を、95%±0.5%から希釈なしに変更する。	-	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09化学	改正	K8732	二硫化炭素(試薬)	Carbon disulfide (Reagent)	この規格は、試薬として用いる二硫化炭素について規定するもので、2011年に改正された。 ・性状に“ジエチルエーテルに極めて溶けやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に化学反応を用いているが、海外試薬は赤外線吸収スペクトログラフィーを採用しており、整合性を持たせるため、変更する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となることが期待される。 ・赤外線吸収スペクトルを採用することで、物質の同定がより明確になると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 定性方法を赤外線吸収スペクトロフィーに変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月	

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8736	エリオクロムブラックT(試薬)	Eriochrome black T (Reagent)	この規格は、試薬として用いるエリオクロムブラックTについて規定するもので、2018年に改正された。現行規格の強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)質量分率15.0～20.0%は、含まれるナトリウムの含有量を硫酸ナトリウムとして測定する目的で設定されており、理論値含有量が100%の場合、計算上15.40%となる。エリオクロムブラックTは、水に溶けやすく製造時に塩化ナトリウム又は硫酸ナトリウムを加えて水溶液の溶解度を下げる塩析を行うため、これら成分が結晶に付着して析出する。そのため、規格値が理論値よりも高めに幅を持たせている。このような状況から、当該試験項目は、単にナトリウムが存在しているかを確認している程度の試験である。昨今、従来の良品が入手できず、当該項目のみ不適合となる原料が一般的になっている。海外規格では、当該項目を採用している商品は見られない。したがって、安定供給の観点から削除する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除によって、安定供給が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09 化学	改正	K8821	ふっ化ナトリウム(試薬)	Sodium fluoride (Reagent)	この規格は、試薬として用いるふっ化ナトリウムについて規定するもので、2016年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・純度試験の測定条件は、イオン交換-中和滴定法であるが、海外の認証標準物質などでは、非水滴定が採用されており、別報として採用しておく必要がある。 ・塩基の試験で判定の塩酸の体積が1.89 mLとなっているが、0.189 mLが正しく、修正する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度試験の変更で、カラムの選択、精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。 ・水分測定で、試験及び使用する試薬の利便性向上が期待される。 ・濃硫酸を希釈する危険性がなくなり、安全性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験に非水滴定を追加する。 ・塩基の試験で判定の塩酸の体積が1.89 mLに変更する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8891	メタノール(試薬)	Methanol (Reagent)	この規格は、試薬として用いるメタノールについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・現行“メタノールは、無色透明、揮発性の液体で、特異においがあり、水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”であるが、溶けるを混じるに変更する必要がある。 ・海外試薬では、外観の保証が一般的であり、JISについてもハーゼン10以下の規格設定する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状の表現変更で、試薬の使用者に正確な情報を提供できると期待される。 ・外観の追加で、より品質保証が向上することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行“メタノールは、無色透明、揮発性の液体で、特異においがあり、水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”であるが、溶けるを混じるに変更する。 ・外観を追加する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09 化学	改正	K8951	硫酸(試薬)	Sulfuric acid (Reagent)	この規格は、試薬として用いる硫酸について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・海外では、硝酸塩を定量しているが、JISは限度内試験であり、硫酸が硝酸塩の試験に用いる重要性から、定量化する必要がある。 ・海外では、過マンガン酸還元性物質を定量化しており、整合性の観点からも定量化する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・硫酸を硝酸塩の試験に用いるさいに、精度向上につながることを期待される。 ・過マンガン酸還元性物質の定量化で、硫酸着色物質などの試験精度が向上することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・硝酸塩を定量化する。 ・過マンガン酸還元性物質を定量化する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09 化学	改正	K8995	硫酸マグネシウム七水和物(試薬)	Magnesium sulfate heptahydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる硫酸マグネシウム七水和物について規定するもので、2021年に改正された。 ・国内で1社が当規格に適合する原料を製造し、各試薬メーカーがこれを購入して販売していた。しかし、この原料の生産が急遽製造終了となり、各試薬メーカーが代替品を調査・検討したが、適合品は見つからなかった。このままでは、JIS適合品の供給が不可能になるため、規格を見直す必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・JIS適合品の安定供給が、期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格値(特にりん酸塩)を見直す。	—	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月
JSA	09 化学	改正	K9005	りん酸(試薬)	Phosphoric acid (Reagent)	この規格は、試薬として用いるりん酸について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状に関し、濃度との関わりになるが、85.0 %以上の表記では、99 %以上の結晶及び粉末もこの範囲に入ってしまう。液体だけを対象にするのであれば、上限を規定する必要がある。 ・濃度の試験における電位差滴定で、1～3段目のどれを用いるのかの記述が抜けており、明確に記述する必要がある。 ・海外では、硝酸塩を定量しているが、JISは限度内試験であり、定量する必要がある。 ・海外では、最も多く含まれる金属不純物であるアンチモンが保証されており、JISも追加する必要がある。 ・ひ素の試験方法に有害なクロロホルムが使用されており、試験方法を変更する必要がある。	この改正によって、次の効果が期待できる。 ・濃度の上限を定めることで、当規格の範囲が明確化することが期待される。 ・滴定終点の段数を定める。 ・硝酸塩を手3医療化する。 ・アンチモンを追加する。 ・ひ素の試験を変更する。	主な改正点は、次のとおり。 ・濃度の上限を定める。 ・滴定終点の段数を定める。 ・硝酸塩を手3医療化する。 ・アンチモンを追加する。 ・ひ素の試験を変更する。	—	ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類)  対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア  欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月